

第1編 総則

第1編 目次

| | |
|----------------------------|------|
| 第1章 計画の目的及び構成等 | 総-1 |
| 第1節 計画の目的 | 総-1 |
| 第2節 国・県の防災計画との関係 | 総-1 |
| 第3節 計画の修正 | 総-2 |
| 第4節 計画の周知徹底 | 総-2 |
| 第5節 計画の構成 | 総-2 |
| 第2章 防災面からみた茂原市の特性 | 総-3 |
| 第1節 茂原市の概況 | 総-3 |
| 第2節 想定される災害 | 総-7 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 総-8 |
| 第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 総-11 |

第1章 計画の目的及び構成等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定により、茂原市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であって、本市に係る災害対策に関し、市の処理すべき業務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

【参考】資料1-1：茂原市防災会議条例

資料1-2：茂原市防災会議運営要綱

第2節 国・県の防災計画との関係

この計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

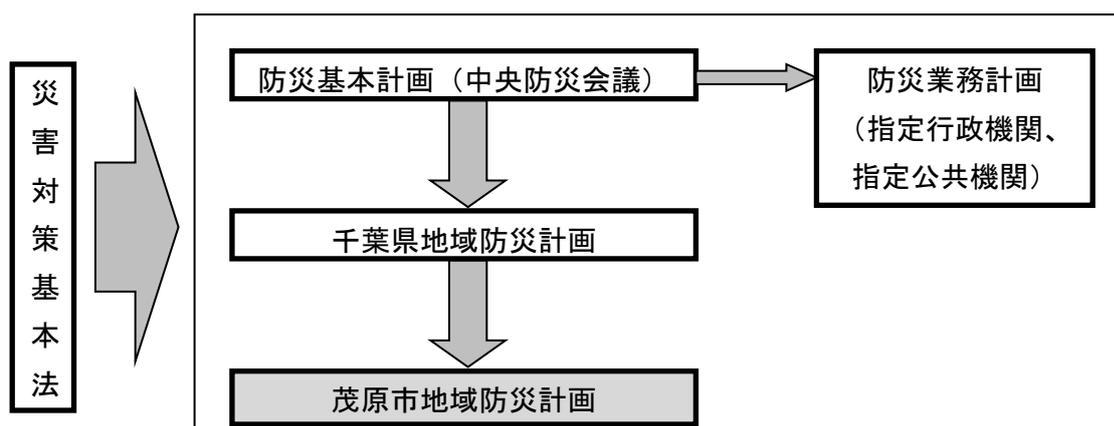


図1-1 防災基本計画及び千葉県地域防災計画等との関係

第3節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議において、これを修正する。防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、市防災会議（事務局：茂原市総務部防災対策課）に報告する。

第4節 計画の周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第5節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第1編 総 則 本市に影響を及ぼすと想定される災害と計画の基本的な考え方、本市及び防災関係機関等が災害に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2編 震 災 編 地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

第3編 風 水 害 等 編 集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

第4編 特殊災害等編 放射性物質事故、大規模火災、危険物等災害、公共交通等事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害時の特有な予防対策や応急対策について規定する。

資 料 編 上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

第2章 防災面からみた茂原市の特性

第1節 茂原市の概況

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は、首都圏郊外部50～70km圏域に位置し、北緯35度22分～30分、東経140度15分～23分の千葉県ほぼ中央にあり、面積は99.92k㎡で、東西11.7km、南北13.1kmにおよんでいる。

標高は、南東部の低地でおおよそ海拔8～9m、市街地で11m前後であり、西部の大部分が20～100m（最高点123m）前後で、西高東低となっている。また西部の台地は樹枝状に浸食谷が入り込んでおり、純然たる山地は少なくなっている。

市内を流れる河川としては、一宮川及び一宮川の支流豊田川、阿久川、鶴枝川、また南白亀川及び南白亀川の支流である赤目川があり、これらは西部の台地を源とし、九十九里海岸に向かって貫流している。

地質は、市の中心部から東部にかけて約2/3が沖積層で、約6000年前ごろの縄文時代には海岸ないしは浅海底となっていた。市の西部から南部にかけて残りの約1/3は丘陵地帯で、第四紀更新世前期から中期にかけての上総層群笠森層・長南層・柿ノ木台層・国本層がみられ、約5度～10度の傾斜で北西に落ちついている。

茂原の地下にある上総層群の地層は、水溶性天然ガス及びヨードの有力な鉱床を含み、本市を中心とした地域の水溶性天然ガスとヨードの生産量は、日本一を誇る。

(2) 気象

ア 気温

過去30年間(1991年～2020年)の年平均気温の平年値は15.7℃で温暖である。最高気温39.9℃(2013/8/11)、最低気温-7.8℃(1984/2/8)である。

イ 降雨

過去30年間(1991年～2020年)の年降水量の平年値は1683.6mmである。

夏から秋にかけて雨量が多く日降水量が100mmを越える日数の平年値は1.4日である。日降水量の最大値は236mm(1996/9/22)である。

ウ 風

風向は春に南南西、夏に南東、秋冬には北西が多い。

特に冬季の季節風は最大瞬間風速が10m/sを越えることが多い。

エ その他

突発的現象として、予測が難しい降ひょう、竜巻が過去において発生したこともあるので留意しなければならない。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、令和5年4月1日現在で87,096人、41,735世帯で、そのうち、65歳以上の人口は29,616人(34.0%)となっている。また、R2国勢調査によると昼間人口は82,590人、夜間人口は86,782人であり、昼夜間の人口比率は、95.2%である。

本市は千葉市に隣接し、首都圏の郊外部に位置するという立地条件に恵まれていることから、昭和30年代以降一貫して人口増加を続けたが、我が国社会の少子高齢化の流れを受け、本市の人口も、平成14年をピークとし減少に転じている。その一方で、世帯数は増加傾向にあり、世帯規模は急速に小さくなっている状況である。

(2) 土地利用

本市の地形は、西の丘陵地域で高く、東の田園地域で低くなっており、土地利用は、こうした地形に対応して、西の丘陵地域では山林を中心として谷津には小規模な農地が多く、JR外房線、国道128号及び茂原駅周辺の既成市街地を挟み、東の田園地域では農家住宅と混在した平坦な農地が広く分布している。

本市の面積は99.92k㎡で、地目別の土地利用の現況は、田、畑などの農地は平成30年で約36%を占め、約15%を占める山林原野と合わせると、行政区域の約51%が自然的土地利用となっている。その一方で、近年の傾向は、こうした自然的土地利用の面積が減少傾向にあり、変わって宅地としての土地利用が増加しつつある。

(3) 産業

① 商業

国道などの幹線道路沿いに多くの大型店が出店している一方、中心市街地等において店舗の減少や空洞化が進んでいる。

② 工業

本市内北西部に茂原工業団地及び茂原にいほる工業団地があるほか、国内最大級の液晶ディスプレイ工場やジェネリック医薬品工場などの企業の立地が進んでいる一方、産業構造の変化や大手企業の海外シフト等による関連企業への発注量の減少等もあり、地域経済の基盤である地元事業の縮小や廃業、雇用の減少が懸念されている。

③ 農業

本市の農業は、農林業センサスによる平成22年から令和2年(最新調査)までの推移をみると、令和2年における総農家数は928戸となっており、平成22年と比較すると443戸が減少している状況である。これは、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業離れと都市化の傾向によるものである。なお、従事形態は第二種兼業農家が大半を占めている。

(4) 道路・鉄道

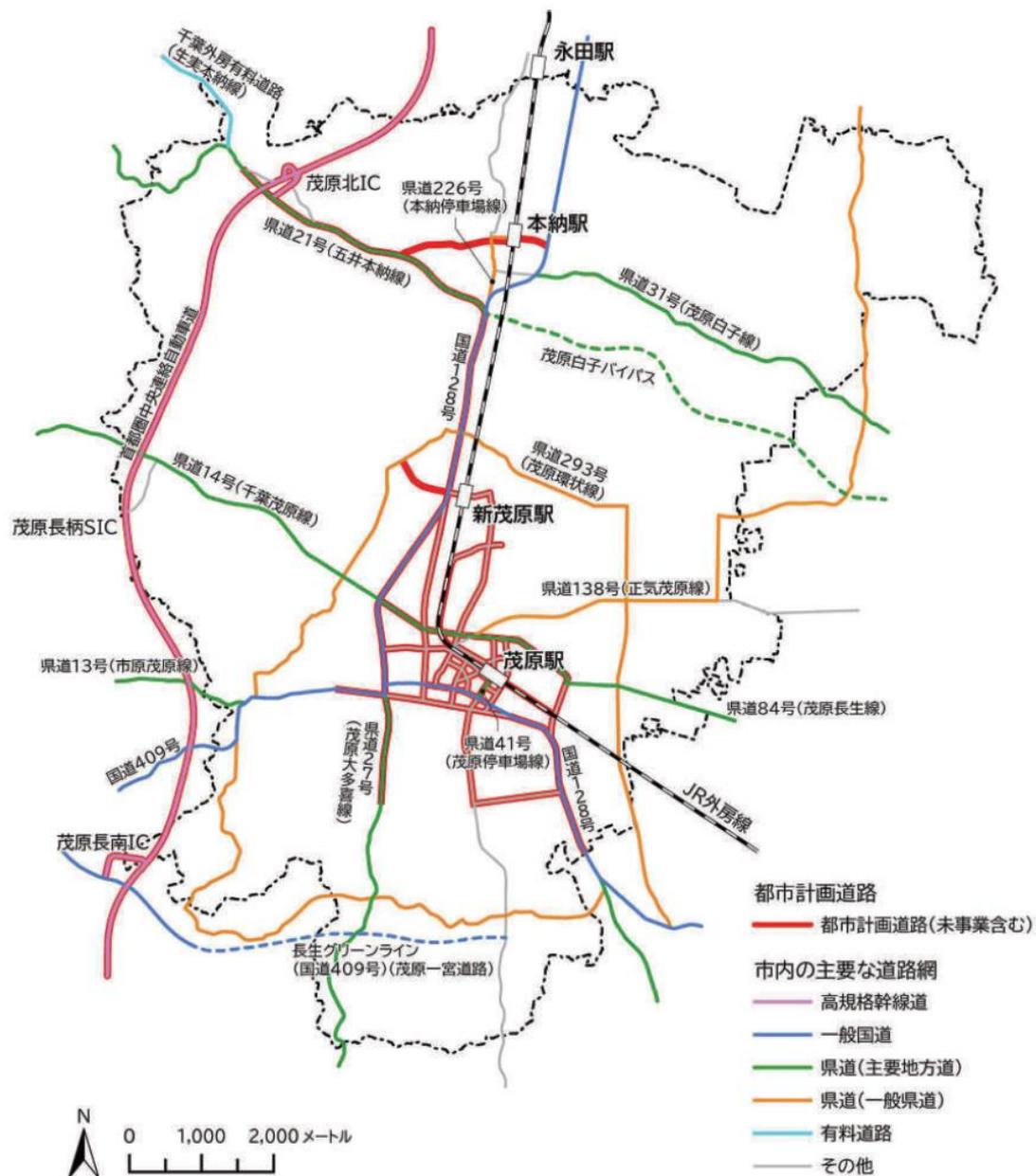
本市の道路骨格は、国道128号、主要地方道茂原大多喜線が南北軸となっており、国道409号(房総横断道路)、主要地方道五井本納線、主要地方道茂原白子線、主要地方道千葉茂原線、主要地方道茂原長生線、主要地方道市原茂原線が東西軸となっている。高規格幹線道路としては、市の西部を南北に縦貫する首都圏中央連絡自動車道(圏央道※)が完成し、南部

を東西に横断する茂原・一宮道路（長生グリーンライン）が、現在整備中となっている。

鉄道は、市内を走るJR外房線があり、市内に3つの駅（茂原駅、新茂原駅、本納駅）がある。

※圏央道は、平成25年4月27日開通

■ 本市の主要道路網と都市計画道路の整備状況図



資料：令和3年度都市計画基礎調査「都市計画道路」、茂原都市計画道路の見直し素案(平成29年11月)
平成31年3月千葉県「千葉県道路図」、茂原都市計画図(令和元年12月)

※長生グリーンラインについては、令和5年4月より一宮町まで事業化済。

第2節 想定される災害

1 地震

本市で想定される地震として、千葉県（以下「県」という。）が示す被害想定のうち、最も大きな被害が想定される東京湾北部地震（プレート境界型）があげられる。その他、活断層で発生する直下型地震のタイプが考えられるが、市内及び周辺においては、活断層が確認されていない。しかし、地表で活断層が確認されていなくても地下に活断層が存在し、地震を引き起こす可能性もあることから、活断層による直下型地震も想定することとする。

詳細については、「第2編 震災編 第1章 想定される地震と被害想定」を参照。

また、南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、県が南海トラフ地震防災対策推進計画を策定したが、市は南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれていないため、南海トラフ地震防災対策については、策定していない。

さらに、東海地震については、科学的に予知が可能との国の判断から、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止することを目的として、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定していたが、平成29年度に確度の高い予知は困難という国の検討成果が発表されるとともに、従来から茂原市が東海地震の防災対策強化地域に含まれていないことから、地域防災計画から削除した。

2 風水害等

本市で想定される風水害として、想定最大規模の降雨（1000年に1回程度の発生確率の降雨量を超えるもの）を、風水害対策の被害想定とする。また、近年、市内で大きな被害を及ぼした平成元年7月31日～8月2日の大雨、平成8年9月21～22日の台風17号、平成25年10月15～16日の台風26号及び令和元年10月25日の大雨における被害量を参考とする。

また、本市で想定される竜巻災害として、近年、市内で大きな被害を及ぼした平成2年の被害における被害量を、竜巻災害対策の被害想定とする。

詳細については、「第3編 風水害等編 第1章 想定される災害」を参照。

3 特殊災害等

特殊災害等として想定する災害は、災害対策基本法第二条及び同施行令第一条で定める災害のうち、本計画の震災編・風水害等編以外の特殊な災害及び社会的要因により発生する事故災害で、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものとする。

詳細については、「第4編 特殊災害等編 第1章 総論 2」を参照。

【参考】資料7-1：茂原市における過去の主な災害記録

第3章 計画の基本的な考え方

本市は、第2章第2節で示したように各種の災害に見舞われやすい環境にある。市民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、市内のあらゆる機能を発揮して防災に取り組む必要がある。そこで、東日本大震災における教訓も踏まえ、次の方針の下で防災対策の推進を図っていくものとする。

1 減災を重視した防災対策の方向性

本市は、地震、暴風、豪雨、洪水など多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

災害時、本計画の実行に際しては、災害の種類、規模、段階に応じた、目的・目標を意識して、対策を進める必要がある。

2 庁内体制の強化

東日本大震災において、本市は大きな被害は発生しなかったが、計画停電、福島第一原子力発電所事故に因る放射性物質の影響に係る対応など、これまで経験したことのない様々な事象への対応を行ってきた。また、他市町村においては、組織がうまく機能せず、災害対応に課題が残る状態となった。これらの経験や教訓、並びに本市において東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合でも、迅速で効果的な災害応急対策が実施できるよう、体制の強化を図る。

具体的には、各部局の初動期の活動体制を大幅に改め、効率的・効果的な人員配置体制を構築する。また、防災関係機関の活動スペースの更なる確保や本庁舎が機能不全に陥った際の代替場所も視野に入れ、災害対策本部事務局の体制強化や、図上訓練等による災害対策本部運営方法の習熟等を図る。

3 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域の消防団員等と連携し、幼少期からの防災教育の充実と災害教訓の伝承による防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、

地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、消防庁の「自主防災組織の手引き」等を参考にした自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体やNPO・ボランティア等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、物資、緊急輸送、通信手段等の確保に関する取組みなど、様々な分野での連携が進んでいるとともに、近年多発する自然災害においては、行政、NPO、ボランティア等の「三者連携」が注目を集めており、多様な主体が連携してより良い被災者支援を行う体制が模索されている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力が最大限発揮できるための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

これらの取組みにあたっては、新型コロナウイルス感染症など、感染症への対策を講じていく。

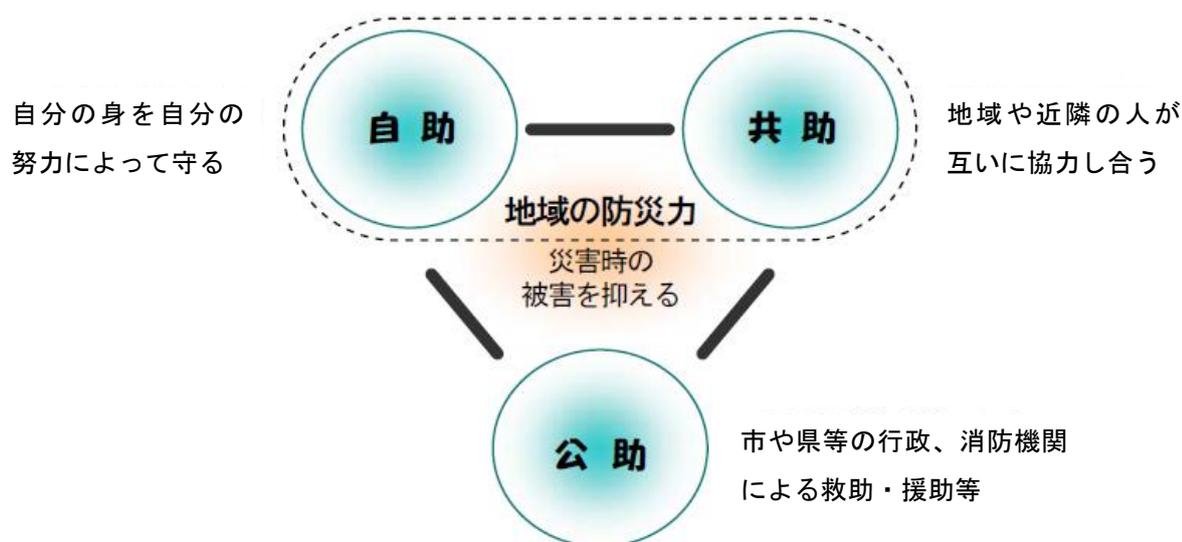


図1-4 自助・共助・公助の関係

(消防庁「自主防災組織の手引」で使用されていた図を加筆・修正)

4 要配慮者や男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、ねたきり、認知症の高齢者等）、障害者（視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等）、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以

上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障害のある方が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

5 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正に伴う見直しにとどまらず、定期的な点検・検証を行い、常に実効性のある計画とするため、所要の見直しを随時行っていくこととする。

第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

災害の防止に関し、市、一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務等を処理するものとする。

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実と訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災した市施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
- (15) 避難指示及び緊急安全確保措置の指示(以下「避難指示等」という。)並びに避難場所の整備に関すること

2 一部事務組合

- (1) 長生郡市広域市町村圏組合長南聖苑
火葬に関すること
- (2) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部
 - ア 消防に関すること
 - イ 被災者の救出及び避難に関すること
 - ウ 災害に関する情報の収集、伝達
 - エ 水防活動の協力、援助に関すること
- (3) 長生郡市広域市町村圏組合消防団(第1支団・第2支団・第3支団)
 - ア 消火活動及び救助活動の実施に関すること
 - イ 地域住民の避難誘導の実施に関すること
 - ウ 災害に関する情報の収集、伝達
- (4) 長生郡市広域市町村圏組合水道部
 - ア 水道施設の管理に関すること
 - イ 災害時における応急給水等に関すること
- (5) 長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院

- ア 医療施設の保全整備及び復旧に関する事
- イ 災害時における医療対策に関する事

(6) 長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課

- ア 廃棄物の収集、運搬、処理に関する事
- イ 災害時におけるし尿処理に関する事

3 県

(1) 千葉県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- エ 災害の防除と拡大の防止に関する事
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- ク 被災県営施設の応急対策に関する事
- ケ 災害時における文教対策に関する事
- コ 災害時における社会秩序の維持に関する事
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- ス 被災施設の復旧に関する事
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- ソ 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への派遣要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関する事
- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- チ 被災者の生活再建支援に関する事
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

(2) 長生地域振興事務所

県災害対策本部長生支部（総務班・協力班）に関する事

- ア 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事
- イ 市の指導及び連絡調整に関する事
- ウ 災害救助についての応援に関する事
- エ 県防災備蓄倉庫の物資の搬出に関する事

(3) 長生土木事務所

県災害対策本部長生支部（土木班）に関する事

- ア 水防の全般に関する事
- イ 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事
- ウ その他土木関係の災害対策に関する事
- エ 災害救助についての応援に関する事

(4) 長生保健所(長生健康福祉センター)

県災害対策本部長生支部(健康福祉班)に関すること

- ア 災害救助に係る連絡調整に関すること
- イ 被災者の医療の確保に関すること
- ウ 被災者の健康の維持に関すること
- エ 被災者の生活衛生の確保に関すること
- オ 被災者の福祉の確保に関すること
- カ その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること

(5) 長生農業事務所

県災害対策本部長生支部(農業班)に関すること

- ア 農業関係(土地改良事業を含む。)の防災対策に関すること
- イ 災害救助についての応援に関すること

(6) 茂原警察署

- ア 市民の避難誘導及び行方不明者の捜索ならびに救出救助に関すること
- イ 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること
- ウ 災害情報の収集に関すること
- エ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること
- オ 犯罪の予防、取締りに関すること
- カ 危険物に対する保安対策に関すること
- キ 広報活動に関すること
- ク 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

4 指定地方行政機関

(1) 国土交通省関東地方整備局

ア 災害予防

- (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (イ) 通信施設等の整備に関すること
- (ウ) 公共施設等の整備に関すること
- (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること
- (カ) 豪雪害の予防に関すること

イ 災害応急対策

- (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (エ) 災害時における復旧資機材の確保に関すること
- (オ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること
- (カ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案

の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(2) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- コ 被害農業者に対する金融対策に関すること

(3) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- ウ 地殻変動の監視に関すること

(4) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
- ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(5) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保に関すること
- イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更等に関すること

(6) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(7) 北関東防衛局

- ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復興支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) KDDI株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(3) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(4) 楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(5) 日本赤十字社千葉県支部

- ア 医療救護に関すること
- イ こころのケアに関すること
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- エ 血液製剤の供給に関すること
- オ 義援金の受付及び配分に関すること
- カ その他応急対応に必要な業務に関すること

(6) 日本放送協会千葉放送局

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- エ 被災者の受信対策に関する事

(7) 東日本高速道路株式会社

- ア 東日本高速道路の保全に関する事
- イ 東日本高速道路の災害復旧に関する事
- ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事

(8) 東日本旅客鉄道株式会社茂原駅

- ア 鉄道施設の保全に関する事
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(9) 日本通運株式会社千葉支店

- 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(10) 東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社

- ア 災害時における電力供給に関する事
- イ 被害施設の応急対策と災害復旧に関する事

(11) 日本郵便株式会社茂原郵便局

- ア 災害時における郵政事業運営の確保に関する事
- イ 災害時における郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

(12) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 災害時における物資の輸送に関する事

7 指定地方公共機関

(1) 大多喜ガス株式会社茂原事業所

- ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(2) 公益社団法人千葉県医師会

- ア 災害時の医療及び助産活動に関する事
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(3) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- ア 災害時の歯科医療活動に関する事
- イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(4) 一般社団法人千葉県薬剤師会

- ア 災害時の医薬品の調達、供給に関する事
- イ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事

(5) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエム

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

(6) 一般社団法人千葉県トラック協会及び一般社団法人千葉県バス協会

- 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者

の輸送の協力に関すること

(7) 千葉県道路公社

- ア 所管道路の保全に関すること
- イ 所管道路の災害復旧に関すること
- ウ 災害時における緊急交通路の確保に関すること

8 公共的団体等

(1) 一般社団法人茂原市長生郡医師会

- ア 災害時の医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(2) 一般社団法人茂原市長生郡歯科医師会

- ア 災害時の歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(3) 一般社団法人外房薬剤師会

- ア 災害時における医薬品の調達、供給に関すること
- イ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

(4) 長生農業協同組合

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- イ 農作物の災害応急対策の指導及び被災農家に対する融資に関すること
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保に関すること

(5) 茂原市建設業組合

- ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること
- イ 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること
- ウ 仮設住宅等の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
- エ その他災害時における建設活動の協力に関すること

(6) 社会福祉法人茂原市社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

(7) 茂原商工会議所

- ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- イ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること

(8) 株式会社広域高速ネット二九六

CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関すること

(9) 民間教育機関等の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- イ 災害時における施設利用者の保護及び誘導に関すること
- ウ 災害時における地域住民の一時保護への協力に関すること

(10) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- ウ 災害時における高齢者・障害者等の一時保護への協力に関すること

9 市民、自主防災組織等

(1) 市民

- ア 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄に努めること
- イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(2) 自主防災組織

- ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- イ 情報の収集伝達に関すること
- ウ 避難誘導、救出救護の協力に関すること
- エ 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること
- オ 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
- カ 訓練に関すること
- キ 避難行動要支援者の避難支援に関すること

(3) 事業者

- ア 従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うように努めること
- イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市が実施する防災対策に協力すること
- ウ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(4) ボランティア団体

- 普段から構成員間の連携を密にした活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援活動の実施に寄与すること